

令和7年度鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業 事業者募集要領

《鹿児島県土木部建築課住宅政策室》

県では、福祉・医療と連携して高齢者が安心して生活することができるサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）を整備していただく事業者を次のとおり募集します。

募集にあたっては、応募申請書及び必要書類を提出していただき、応募者の中から、予算額（25,660千円）の範囲内で事業者を選定します。

選定された事業者に対して、サ高住の整備に要する費用の一部を補助します。

1 募集対象

募集対象は、次の条件を満たしている事業とします。

- (1) 県内（鹿児島市を除く）に整備し、登録されるサ高住であること。
- (2) 原則として、令和7年度内に工事着手すること。
- (3) 別途、国、県又は市町村の補助を受ける場合、当該補助対象部分は本事業の対象としないこと。
- (4) 事業者は、事業の遂行に必要な資力及び信用並びにこれを的確に遂行するために必要な能力を有すること。
- (5) 長期にわたり安定した経営が可能な事業収支計画が作成されていること。
- (6) 地域のニーズ等を的確に把握し、入居者が必要とすると見込まれる保健医療サービス及び福祉サービスを十分に把握したうえで実施されるもの。
- (7) 周辺の住環境に配慮し、必要に応じて地域住民等の同意等を得られる見込みがあること。
- (8) 原則として、新築のサ高住の立地が、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域又は災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る。）に該当しないこと。
- (9) 新築及び改修のサ高住では、地方公共団体からサ高住に対して応急仮設住宅又は福祉避難所としての利用について要請があったときは、協定締結等の協議に応じること。また、発災時には、運営上支障がある等の特段の事情がある場合を除き、地方公共団体と協議の上、要配慮者（原則としてサ高住入居資格を有する者）を受け入れること。
- (10) 市町村地域防災計画に位置づけられたサ高住※について、避難計画を作成し、避難訓練を実施すること。
※各市町村において、土砂災害警戒区域内又は洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設（サ高住や有料老人ホーム等）を地域防災計画に位置づけ、避難計画や避難訓練を義務づけています。
- (11) 原則として、「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン内」で建設されたもので、都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係るものに該当しないこと。

2 応募受付期間

令和7年6月9日(月)から令和7年10月31日(金)まで

午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

事前相談等は随時受け付けますので、予め受付窓口にご連絡ください。

3 補助の要件

(1) 住宅の整備基準について

- 1) 補助の対象となるサ高住は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という。）及び関連規定に定める基準に適合するほか、建築基準法等の関係法令、鹿児島県福祉のまちづくり条例等によること。
- 2) 新築のサ高住は原則として建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。
- 3) 既存住宅等の改良により整備する場合、当該住宅等が昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工したものであること。

※ ただし、耐震改修工事を実施する場合や、既に地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合することが確認されている場合については、この限りではない。

(2) 住宅の管理基準について

- 1) 管理期間は 10 年（建物所有者が社会福祉法人又は医療法人である場合にあっては、20 年又は 30 年※）以上とすること。

※ 管理期間 30 年の場合：地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱第 6 条第 1 項第 2 号ロに規定する全面的な改善により、住宅等の改良（用途変更を伴わない場合）を行う場合

- 2) 家賃を近傍同種の住宅家賃と均衡を失しないように定めること。

- 3) 維持管理のための計画的な修繕等を行うこと。

- 4) 管理者は次のいずれかに該当するものとする。

① 地方公共団体

② 公社等（社会福祉法人及び医療法人を含む。）

③ 農業協同組合等

④ 一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人

⑤ 賃貸住宅の管理を業務として行う民間法人で、原則として宅地建物取引業法第 3 条第 1 項に規定する宅地建物取引業者の免許を有し、かつ賃貸住宅の管理経験、経営の内容、賃貸住宅の管理業務等について、次に掲げる基準に該当すること。ただし、知事が特に認める者についてはこの限りでない。

ア 賃貸住宅の管理経験が次に掲げる基準に該当すること。

(ア) 3 年以上賃貸住宅の管理を行っていること。

(イ) 賃貸住宅を 100 戸以上管理していること。

イ 経営の内容が次に掲げる基準に該当すること。

(ア) 最近 5 年間に於いて、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）、宅地建物取引業法等の法令に違反していないこと。

(イ) 直近の決算期の貸借対照表において債務超過がないこと及び 2 期連続赤字でないこと

ウ 賃貸住宅の管理業務に関する体制が次に掲げる基準に該当すること。

(ア) 賃貸住宅の管理業務に関する専門体制を有すること。

(イ) 賃貸住宅の管理業務に従事する者について、管理戸数に対応した相当数の人員を有すること。

(ウ) 賃貸住宅に係る次に掲げる業務のすべてを自社又は当該業務の再委託を受ける自社の関連会社等で行っていること。

a 入居者の募集に関する業務

b 賃貸借契約の締結及び更新に関する業務

c 家賃、共益費等の収納及び改定に関する業務

d 入居者の未納金の支払の督促及び徴収に関する業務

e 賃貸住宅の維持及び管理に関する業務

(エ) 事務所、事業所等を県内に有し、かつ、賃貸住宅の管理のための必要な処理を 24 時間以内に行うことができること。

(3) 住宅の入居基準について

1) 60 歳以上の高齢単身，夫婦世帯（配偶者は 60 歳未満でも可）

2) 1) の単身者と同居する，60 歳以上の親族等

3) 世帯の所得が月額 38 万 7 千円以下であること。

※ 入居者を決定する場合は，入居者が入居基準に適合することを証する書類を知事に提出する必要があります。

4 補助の内容

サ高住の整備に要する費用に対する補助金（以下「整備事業補助金」という。）の額は次のとおりとします。

【1】「妙円寺団地スマートウェルネス計画」に定めるサ高住を整備する区域に新築するもの。（「妙円寺団地区画図」参照）

(1) 整備事業補助金の額

交付金^{※2}対象となる工事費全体の 2/10 以内かつ戸当たり 200 万円を限度

※1 「スマートウェルネス計画」

事業者・住宅団地等の管理者等が，地方公共団体と連携し以下の内容を定めたもの
イ) 住宅団地等及び周辺地域における高齢者等の居住の安定確保，地域住民の健康の維持・増進，多様な世代の交流促進，地域コミュニティ活動の活性化等に関する方針
ロ) 高齢者等向けの住宅及び高齢者生活支援施設等の併設施設に関する事項
ハ) 見守り等の生活支援，多様な世代の交流等の活動に関する事項
《平成 27 年に日置市妙円寺団地内で策定済み》

※2 交付金 → 社会資本整備総合交付金

【2】県内の【1】以外の区域に新築又は既存住宅等の改良により整備するもの。

(1) 整備事業補助金の額

1) サ高住を新築する場合

整備事業補助金の額は，補助対象となる全体工事費の 1/10 を基本補助額とし，これに高齢者が安心して住み続けられるために特に配慮された措置（以下「配慮措置」という。）相当額の 2/3 から基本補助額との重複分を除いた額を加算。

ただし，建設に係る費用の 2/10 以内とし，当該額が 1 戸当たり 200 万円を超える場合にあっては，200 万円を限度

基本補助額 配慮措置相当額の 2/3 基本補助額との重複分

$$A = B \times 1 / 10 + C \times 2 / 3 - C \times 1 / 10$$

A：整備事業補助金の額

B：サ高住及び高齢者生活支援施設の建設工事に係る費用

主体附帯工事費，共同施設整備費（高齢者生活支援施設整備費を含む）が対象。ただし，駐車場の整備に要する費用を除く。

C：配慮措置相当額

2) 既存住宅等の改良によりサ高住を整備する場合

整備事業補助金の額は，補助対象となる改修工事費の 1/3 を基本補助額とし，これに配慮措置相当額の 2/3 から基本補助額との重複分を除いた額を加算。

ただし，整備事業補助金の額は，既存住宅等の改良に係る費用の 2/3 以内とし，当該額が 1 戸当たり 200 万円を超える場合にあっては，200 万円を限度

基本補助額 配慮措置相当額の 2/3 基本補助額との重複分

$$A = B \times 1 / 3 + C \times 2 / 3 - C \times 1 / 3$$

- A：整備事業補助金額
B：サ高住及び高齢者生活支援施設の改修工事に係る費用
（用途変更を伴う場合）改修工事費全体が対象
（用途変更を伴わない場合）共同施設等整備費
加齢対応構造等整備費が対象
C：配慮措置相当額

注1 Bに相当する工事費用の具体的な算定基準については、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付要綱第4条及び地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱第4条～6条を参照してください。

また、Cの配慮措置相当額については、次項を参照してください。

注2 補助対象となる高齢者生活支援施設は、高齢者の生活を支援する次の施設です。

- （イ）総合生活サービス窓口、（ロ）情報提供施設、
（ハ）生活相談サービス施設、（ニ）食事サービス施設、（ホ）交流施設、
（ヘ）健康維持施設、（ト）介護関連施設、
（チ）前各号に掲げる施設に付随する付随収納施設等

(2) 配慮措置の内容等及び相当額の算定方法

I 配慮措置の内容及び対象となる部分

1) 共用部分

- ① サ高住と一体的に整備される医療・介護関連施設等との共用部分
入居者が当該施設等を利用するために必要となる共用部分（通路部分等）
② 家族や付添看護者との交流（宿泊等）に使用する施設部分
③ 地域や入居者間の交流活動に使用する施設部分
ア 入居者の利用を前提とし、継続的な利用がなされるものであること
イ 食堂や居間等を共同利用することにより、各住戸の面積が緩和されている場合は、当該緩和に係る面積分は対象部分から除外
④ 内装の木質化
床や壁の内装材にかごしま材（県内で加工された県産材）を使用した場合、一般的なクロス仕上げ等と比較した掛かり増し費用を対象
⑤ 車椅子使用者を考慮した便所や浴室等の設置

2) 専用部分

- ⑥ 夫婦用の住戸の設置（当該住戸部分）
ア 補助対象全住戸数の2割以内までを対象
イ 1戸あたりの床面積が43㎡以上若しくは36㎡以上（共同利用できる食堂、居間等が適切に設けられている場合）のもの
ウ 可動間仕切り等により2室利用が可能なものを含む（ただし、各室の面積が25㎡未満となる場合は、住戸面積緩和の対象とすること）
⑦ バルコニー・専用庭の設置
ア 補助対象住戸から入居者が直接、専用に使用できるものに限る
イ バルコニーの奥行きが90cm未満のものは除く（壁中心間の長さ）
⑧ 内装の木質化
1)の④と同じ
⑨ 車椅子使用者を考慮した便所や浴室等の設置

3) 屋外施設

- ⑩ 菜園・花壇等の整備
ア 入居者が専用又は地域住民と共同で使用するもの
イ 補助対象施設の屋上に設けるものや当該施設の機能上必要な設備等（給排水設備、防水等）を含む

4) 防災対策

⑪ 災害による建物被害を軽減するために設置される防災シャッター等

⑫ 災害による停電・断水時にも施設機能を維持するために必要な設備等

II 配慮措置相当額の算定方法

原則として、該当項目ごとに以下の方法により算定し、合計した額とする。

1) 面積按分して算定

I－①，②，③，⑤，⑥－イ，⑨

対象となる部分の床面積の全体面積に対する割合を全体工事費から屋外附帯工事及び外構工事費を除いた補助対象工事費に乗じて算出

I－⑦

バルコニーは、対象となる部分の1／3の床面積の全体面積に対する割合を全体工事費から屋外附帯工事、外構工事費及び屋内設備工事を除いた補助対象工事費に乗じて算出

2) 掛かり増し費用を積み上げて算定

I－④，⑧

かごしま材を内装材に使用した場合と、床については長尺塩ビシート仕上げ、壁についてはクロス仕上げをそれぞれ使用した場合との差額を掛かり増し費用とし、かごしま材使用面積に応じて算出

I－⑥－ウ

可動間仕切り等の設置に係る費用を積み上げ

I－⑦

専用庭は当該部分を整備するために必要な費用を積み上げ

I－⑩

菜園、花壇等は当該部分を整備するために必要な費用を積み上げ。また、当該施設の機能上必要な設備等（給排水設備、防水等）の設置に係る費用を含む。

I－⑪

防災シャッターの設置などの追加に係る費用を積み上げ

（防災安全ガラスの採用など通常の仕様からグレードアップを図るものについては、その差額を掛かり増し費用とする。I－⑩，I－⑪においても同じ。）

I－⑫

防災対策に資する設備などの追加に係る費用を積み上げ

3) 事業選定後においては、原則として、配慮措置が減少するような変更は認められませんので、注意してください。

表1 特に配慮された措置に該当する工事内容一覧

補助対象	内 容			具体例等	算定方法
配慮措置 相 当 額	共用部分	①	サービス付き高齢者向け住宅と一体的に整備される医療・介護関連施設等との共用部分の整備に要する費用	併設するディサービスへの入居者用通路部分等	補助対象となる建設工事費を面積按分 (屋外附帯工事費及び屋外工事費を除く)
		②	家族との交流(宿泊等)に使用する施設部分の整備に要する費用	家族用宿泊室・談話室等	
		③	地域や入居者間の交流活動に使用する施設部分(活動内容に応じた必要面積を対象)の整備に要する費用	健康増進施設、趣味室等	
		④	内装の木質化に要する費用	内装にかごしま材を使用	掛かり増し費用を積み上げ
		⑤	車椅子使用者を考慮した便所や浴室等の設置	—	補助対象となる建設工事費を面積按分 (屋外附帯工事費及び屋外工事費を除く)
	専用部分	⑥	夫婦用の住戸の設置に要する費用(適切な規模の住戸を整備)	—	補助対象となる建設工事費を面積按分 (屋外附帯工事費及び屋外工事費を除く)
		⑦	バルコニー(専用庭)の設置に要する費用(奥行き 90 cm未満のものを除く)	—	a バルコニー: 補助対象となる建築工事費 (設備、屋外附帯工事を除く)を面積按分 (バルコニー面積の 1/3 を対象面積とする。) b 専用庭: 掛かり増し費用を積み上げ
		⑧	内装の木質化に要する費用	内装にかごしま材を使用	掛かり増し費用を積み上げ
		⑨	車椅子使用者を考慮した便所や浴室等の設置	—	補助対象となる建設工事費を面積按分 (屋外附帯工事費及び屋外工事費を除く)
	屋外施設	⑩	菜園等の整備に要する費用(入居者が専用又は地域住民と共同で使用するものを対象)	菜園、花壇等(機能上必要な設備(給排水設備、防水等)を含む)	掛かり増し費用を積み上げ
	防災対策	⑪	災害による建物被害を軽減するために設置される防災シャッター等の設置に要する費用	防災シャッター・防災安全ガラスの設置等	掛かり増し費用を積み上げ
		⑫	災害による停電・断水時にも施設機能を維持するために必要な設備等の整備に要する費用	・屋上までのエレベーター又は避難階段(外付け階段含む)の設置 ・非常用自家発電設備の設置等	掛かり増し費用を積み上げ

【全区域共通 その他事項】

(1) 補助対象となる費用について

本事業においては、サ高住の整備費用(建設請負工事費等)が補助対象となりますが、通例、建設請負工事費に含まれる費用でも、補助対象外と認定される費目は補助の対象となりませんのでご注意ください。

例えば、調査費・設計費・宅地造成費など本事業が対象にしていない費用は、補助対象外となります。

また、家具・家電・カーテンなど、建物側でなく、入居者・建物利用者による設置が妥当あるいは一般の賃貸住宅での慣習となっている用品や備品は補助対象外です。

これらの補助対象外費目については、審査において指摘しますが、事業者側においても、明らかに補助対象外となるような費目については、予め含めずに事業計画に大きな影響がでないようにご配慮ください。

※ 補助対象外となる費目の一例

- ・業務用厨房における厨房機器
- ・照明用管球(器具セット品を除く)
- ・消火器
- ・家具
- ・家電製品
- ・カーテン、ロールスクリーン
- ・机
- ・椅子
- ・パーティション
- ・移動式自家発電機 等

(2) 消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）を含めた費用を補助対象とします。

※ ただし、補助金に係る消費税等の仕入税額控除の申告を予定している場合は、消費税等は補助対象となりませんので、応募申請時に受付窓口で報告のうえ、当該控除に係る額を除いて申請してください。

また、交付決定後、完了実績報告時までに消費税の仕入控除の申告をすることとした場合には、当該控除に係る額を除いて完了実績報告を行ってください。消費税仕入控除を行うにもかかわらず、これに係る消費税分を除外せずに補助金を受領した場合には、補助金の返還が生じますのでご注意ください。

5 応募方法

応募者は以下の書類を作成し、知事に提出するものとします。応募にあたっては、事前に受付窓口で連絡の上、必要書類を直接ご持参ください。

(1) 応募申請書 第1号様式による

(2) 登録の内容等 第2号様式による

(3) 添付書類

1) 図面等

① サ高住の位置を表示した付近見取図（縮尺が1/1500程度のものとする）こと都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項で定める用途地域を表示すること。

② 縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内におけるサ付き住宅の位置を表示した配置図

縮尺が500分の1程度以上のものとする

③ 縮尺、方位、サ高住の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

縮尺が200分の1程度以上のものとし住戸及び共同利用部分が確認できること、住宅部分と施設等部分を色分け等により区分すること

④ 工事費内訳書（設計者か施工者による中項目程度の見積書）

⑤ 補助対象事業費及び補助対象額を記載した資料（第3号様式）

⑥ 計画地の現況写真

接道状況や隣接地との関係が分かるもの

2) **4【1】の区域のみ必要**

生活関連支援施設の併設、又は団地内の新設等の計画がある場合

⑦ 当該計画に基づく「妙円寺団地スマートウェルネス計画」の変更案

3) **4【2】の区域のみ必要**

⑧ 配慮措置

・ 配慮措置を講じた内容及び対象部分が分かる図面

配置図及び平面図に色分け等により明示し、対象部分の面積及び寸法を表示すること。また、内装の木質化、専用庭、菜園、防災対策又は感染症対策に資する設備等の設置を行う場合は、対象となる施工内容が分かるように図面に明記すること。

・ 地域や入居者間の交流活動に使用する施設部分の整備については、具体的な活動内容、使用部分の利用者数及び必要面積を記載した書類（第4号様式）

4) 土地の所有権等

⑨ サ高住の敷地となるべき土地の登記簿謄本*及び地積測量図又は字絵図

⑩ 応募者が、サ高住の敷地となるべき土地の所有権を有しない場合は、その土

地について、建物の所有を目的とする地上権、賃借権又は、使用賃借による権利に係る応募者と土地所有者との間の契約書及び土地の登記簿謄本*及び地積測量図又は字絵図

※ 土地の登記簿謄本については、【1】の区域に整備する場合、鹿児島県住宅供給公社（以下「県住宅供給公社」という）との打合せ書に代えることができる。

5) 補助要件等

⑪ 応募申請に係るサ高住の近傍で供給されている、サ高住との比較対象として妥当な（規模、構造、設備等が同等程度）3以上の賃貸住宅について、家賃の額並びに立地、規模、構造、設備及び築後年数を記載した書類

（第5号様式 近傍家賃調書を標準とすること）

当該調書に記載した賃貸住宅の位置を地図に表示すること。

（付近見取り図と兼用で可）

⑫ 高齢者住まい法律第7条第1項第6号及び第7号に掲げる基準（入居契約等の基準）に適合することを誓約する書面（第6号様式）

⑬ 応募者が高齢者住まい法律第8条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（第7号様式）

⑭ 住宅の修繕の時期及び方法を記載した修繕計画書

（第8号様式修繕計画書を標準とすること）

⑮ サ高住の管理を行なう者が民間法人である場合、知事が定める基準に適合するものであることを証する書類

○ 住宅の管理を行なう者の管理業務等に関する調書（第9号様式）及び以下に掲げる書類

（ア）定款（応募者と管理者が同一の場合は不要）

（イ）登記簿謄本（応募者と管理者が同一の場合は不要）

（ウ）役員名簿（応募者と管理者が同一の場合は不要）

（エ）宅地建物取引業免許の写し

（オ）最近3年間の損益計算書、貸借対照表

（応募者と管理者が同一の場合は不要）

（カ）実施業務を証する書類及び実際の管理、転貸業務の契約書の写し

（キ）住宅の管理方法及び管理状況のわかる書類

（ク）会社組織図

（ケ）事業所、営業所の一覧表

（コ）念書（第10号様式）※関係法令に違反していないこと

6) 応募者の能力及び事業計画等

⑯ 応募者が法人の場合は、登記簿謄本、定款並びに直前3年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書、応募者が個人の場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面及び資産に関する書類

⑰ 資金収支計画及び損益計画

（第11号様式 資金収支計画書及び第12号様式 損益計画書を標準とする）

ア 30年以上の計画とすること。

イ 家賃等の収入は、需要見込み等を考慮して計上すること。

ウ 借入を行なう場合は、金融機関との事前協議が整っていることを証する同意書等の書面を添付すること。

（金融機関との協議書や融資（予定）証明書の写し等）

エ 自己資金の額を確認できる書類等を添付すること。

オ 資金収支計画及び損益計画書の各科目毎の算定根拠を明示すること。

⑱ 県税について未納がないことの証明書

⑲ 需要の見込みに関する書類（第13号様式）

⑳ 医療・介護や子育て支援・多世代交流の拠点を併設する場合、具体的な計画内容を記載した書類（第14号様式）

- ② 事業スケジュール(建築確認等他法令の許認可等を含めたもの)
(第15号様式)

7) 応募者とサ高住事業者が異なる場合

- ② サ高住事業者が法人の場合は、登記簿謄本、定款並びに直前3年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書、サ高住事業者が個人の場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面及び資産に関する書類

- ③ 資金収支計画及び損益計画

(第11号様式 資金収支計画書及び第12号様式 損益計画書を標準とする)

ア 30年以上の計画とすること。

イ 家賃等の収入は、需要見込み等を考慮して計上すること。

ウ 資金収支計画及び損益計画書の各科目毎の算定根拠を明示すること。

6 事業者の選定方法

補助の要件等を満たす応募者の中から、今年度予算額(約25,660千円)の範囲内で事業者を選定します。

令和7年8月31日(日)までに予算を上回る応募があった場合は、次の点を考慮して選定します。

(1) 【1】の区域に整備するもの

(2) 【2】の区域の場合、空き家、空き建築物等の既存ストックの活用について提案が良好なもの

(3) 配慮措置の実施内容(「4補助の内容」(2)表1の①～⑧)が充実しているもの

(4) 医療介護や子育て支援施設等の拠点を整備するなど提案が良好なもの

(5) 次点以降については、予算残額をみながら、順次事業者と協議し選定

令和7年9月1日(月)以降は、補助の要件等を満たす応募者から順次、予算残額の範囲内で、次の方法により選定します。

(1) 応募のあったものから、書類の不備がなく、「3補助の要件」を満たすものを順次受付・採択

(2) 2件目以降の応募については、予算残高をみながら、事業者と協議した上で採択するかどうか判断

(3) 予算がなくなり次第、募集締切

7 結果の通知

事業選定の結果は、各応募者へ通知します。

8 登録及び認定申請

選定された事業者は、知事に高齢者住まい法第5条に規定するサ高住の登録を行ったうえで、地域優良賃貸住宅制度要綱第3条に基づき、供給計画について、市にあっては市長の、その他の区域にあっては知事の認定を受ける必要があります。

9 選定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者選定を取り消すことがあります。

(1) 高齢者住まい法律第5条に規定する登録がなされない場合

(2) 地域優良賃貸住宅制度要綱第3条に規定する供給計画の認定がなされない場合

(3) 関係法令に基づく許認可等が得られないことが判明した場合

(4) その他知事が必要と認める場合

10 その他

(1) 選定後の流れについては、次のとおりとします。

- ① 事業者選定
- ② サ高住の登録・供給計画の認定
- ③ 補助金申請，工事着手
- ④ 事業完了

(2) 事業計画の作成には，供給計画や整備基準の検討はもとより，入居対象者のリサーチや事業実施市町村，金融機関等との協議などに時間を要するため計画段階で予め関係機関と事前協議を行っておいてください。

(3) 募集時に融資機関等と協議をしていないもの，又は融資見込みがないもの，受付後において計画内容が整備要件等を満たすことができないと判断された場合は受理しないことがあります。

(4) 近隣住民等へ計画を説明（場合によっては，住民説明会を実施）し，理解を得ておいてください。
万一，近隣住民と紛争が起きた場合は，事業者の責任において解決を図ってください。

(5) 【1】の区域の場合，建築計画敷地については，県住宅供給公社（問合せ先：099-226-7831）と十分協議を行ってください。

(6) 鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付要綱（以下，「交付要綱」という。）第9条第1項第2号アに規定する工事の着手に係る報告の際，建設予定地で撮影した交付決定前に未着工であることを証する写真（撮影日がわかる新聞等を写しこんで撮影したもの）を提出してください。

(7) 補助金は，全ての補助対象工事の代金の支払われた後に交付されます。
交付要綱第10条第1項に規定する完了実績報告の際，全ての工事費の請求書，領収書，送金伝票（金融機関等の第三者により公的に支払い済みであることが証明できるもの）の写しを提出してください。

問合せ先（受付窓口）

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係 担当 田中

鹿児島市鴨池新町10番1号

電 話 099-286-3740（直通）

F A X 099-286-5637

E-mail jutaku-y@pref.kagoshima.lg.jp

※応募様式等は県ホームページに掲載しています。